



加古川市告示第362号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、加古川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第26号）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年12月26日

加古川市長 岡田 康裕

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

加古川市営住宅及び共同施設

名称	所在地
南備後住宅	加古川市加古川町南備後176番地の2
東溝之口住宅	加古川市加古川町美乃利223番地
神野南山住宅	加古川市山手1丁目12番、13番、14番
神野経塚住宅	加古川市山手1丁目6番
坂元住宅	加古川市野口町坂元606番地の5
土山住宅	加古川市平岡町土山421番地の25
尾上林住宅	加古川市尾上町長田517番地の20
	加古川市尾上町長田517番地の3
別府皿池住宅	加古川市別府町別府648番地
小畑赤坂住宅	加古川市平荘町小畑1363番地の2
小畑西ノ山住宅	加古川市平荘町小畑1454番地の3
小畑池ノ上住宅	加古川市平荘町小畑1317番地
東神吉住宅	加古川市東神吉町天下原329番地
西神吉辻住宅	加古川市西神吉町辻484番地
志方住宅	加古川市志方町志方町1222番地
投松第1住宅	加古川市志方町投松138番地
投松第2住宅	加古川市志方町投松415番地の1
原住宅	加古川市志方町原946番地の4

2 指定管理者の名称

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

日本管財株式会社

代表取締役社長 福田 慎太郎

3 管理を行わせる期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで